

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和6年度 第1回 松阪市建築審査会
2. 開催日時	令和6年7月12日(金) 14時00分から15時00分まで
3. 開催場所	松阪市産業振興センター 2階 人材育成講座室
4. 出席者氏名	委員 大井 隆弘(会長)、倉田 巖圓 北 勇人、松本 裕子、福島 ひろみ 太田 寿弘 事務局 建築開発課 参事 水越 敏 課長補佐 大河内 英寿 指導防災係長 榎田 耕成 指導防災係 中井 竜太郎 指導防災係 大野 史也 審査係主任 澁谷 和彦
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担当	松阪市建設部建築開発課 担当者 澁谷 電話 0598-53-4071 F a x 0598-26-9118 e-mail <a href="mailto:kenka.div@city.matsusaka.mie.jp">kenka.div@city.matsusaka.mie.jp</a>

令和6年度 第1回 松阪市建築審査会 議事録

日 時 令和6年7月12日(金)  
14時00分～15時00分

場 所 松阪市産業振興センター 2階 人材育成講座室

出席者 委 員 大井 隆弘(会長)  
倉田 巖圓  
北 勇人  
松本 裕子  
太田 寿弘  
福島 ひろみ

事務局 建築開発課 課長 水越 敏  
課長補佐 大河内 英寿  
指導防災係長 榊田 耕成  
指導防災係 中井 竜太郎  
指導防災係 大野 史也  
審査係主任 澁谷 和彦

傍聴者 なし

(事務局) 定刻になりましたが、第1回の松阪市建築審査会を開催する前に、委員に交代がございましたので、ご報告させていただきます。

令和5年4月から本審査会委員としてご尽力をいただいております三重県県土整備部建築開発課長の吉村厚哉委員が3月末で異動となり、その後任の太田寿弘様が委員にご就任いただくこととなりました。

任期といたしましては、前委員の残りの任期である令和7年3月31日までとなりますので、よろしく願いいたします。

ここで、太田委員から、就任のご挨拶をいただきたいと思います。太田委員、よろしく願いいたします。

(委員) ただいま、ご紹介いただきました三重県県土整備部建築開発課長の太田でございます。行政分野として審査をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

(事務局) ありがとうございます。

それでは、令和6年度第1回松阪市建築審査会を開催させていただきます。

なお、本日は、大月委員が都合によりご欠席されており、他の委員6名の方に、ご出席をいただいております。

本審査会の成立の要件である松阪市建築審査会条例第4条の「委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない」を満たしておりますので、本日の審査会は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、事項書に沿って進めさせていただきます。

事項書の「1. 会長選出」でございます。

昨年度まで会長を務めていただいております、浅野委員が退任されたため、会長の選出をお願いしたいと思います。

会長の選出につきましては、建築基準法第81条により「委員が互選する」とされております。委員の皆様、いかがでしょうか。

(委員) 会長は大井委員に推薦します。

(事務局) ただ今、北委員から大井委員の推薦がございました。

みなさま、いかがでしょうか。

(委員) 「異議なし」の発声

(事務局) 「異議なし」とのことでございますので、本審査会の会長を大井委員をお願いしたいと思います。

それでは、大井委員、会長席をお願いいたします。

一言挨拶をお願いします。

(会長) さきほど北委員からご推薦をいただきました、三重大の大井といたします。

皆様からの力添えをいただきまして、この審査会を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(事務局) ありがとうございます。

ここからの議事進行につきましては、松阪市建築審査会条例第4条により、「会長は、会議の議長となる」とされておりますので、大井会長に進行をお願いいたします。

(会 長) それでは議事を進行いたします。

今回の審査会は、建築審査会運営要領第2「会議の公開」の規定により公開となっております。事務局から傍聴者の状況を報告して下さい。

(事務局) 本日の傍聴者はございません。以上、ご報告させていただきます。

(会 長) 事務局からの報告のとおり、本日の傍聴者はございませんでした。それでは、事項書に沿って進めて行きたいと思います。

(会 長) 事項書の2番、議案に移りたいと思います。

本日の議案は1議案ございますのでご審議をお願いします。

議案第1号 建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可にかかる同意について、事務局から説明をお願いします。

## 1. 議案

### ○ 議案第1号

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可にかかる同意

(会 長) 議案第1号 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可にかかる同意について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) (パワーポイントによる説明)

(事務局) また各委員さんへの事前説明の時に、大月委員から2点ほどご質問がございました。

1点目は、A敷地とB敷地の間の道路横断部分について、ガードレールの設置等、無秩序な横断を防止する対策はされているか？との意見に対して、

⇒A敷地において、横断指導線以外の部分から道路に出られないように植栽を設置し、歩行者動線を誘導する計画としています。

2点目は、上空通路により道路横断者が約47%減少すると推計されてい

るが、店舗の種類や配置、上空通路が建物の一番奥にあることなどを考慮すると、減少率が少し大きく感じる。

減少率の数値は推計方法によってばらつきが出るため仕方がない部分もあり、減少率が小さくなったとしても、道路交通の緩和に寄与するかどうかについて具体的な基準はないため問題はないと思われるが、反映すべき数値が反映されていない等のもれがないかどうかの確認をお願いしたい。という意見に対して、

⇒今回検討している大規模小売店舗の指針では、店舗面積によって推計されており、店舗の配置等は考慮されておられません。また、テナントが決まっておらず、店舗の配置計画が流動的な状態となっていることから、配置を考慮することも難しい状況となっています。

推計で反映すべき数値のもれはありませんでしたが、先ほど説明させていただいたように店舗面積のみで推計していることから、推計の精度はそこまで高いものにはなっておられません。仮に精度の高い推計により減少率が少し小さくなったとしても、道路交通の緩和に寄与するものであることは変わらないため、令第145条第2項第3号に該当しているものと判断いたしました。大月委員からは以上です。

(会 長) ありがとうございます。それでは議案第1号について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(委 員) 地震や津波等の時の対応として、建築基準法の施行令には全部該当しているが、強度というのはどこで確認をするのか？

(事務局) 建物の構造の強度については建築基準法の確認申請の中で確認します。今回は道路法上で建てていいのかどうかの審査でありまして、この審査の後に確認申請を認可機関へ出されますので、そちらのほうで構造上問題がないか審査されます。

(委 員) 上空通路について図面上だとL字に曲がっているけれど、L字に曲がった両方が別々動くようになっているのか。

(事務局) L字で別々2本になっていますが、長方形2つでエキスパンジョイントというもので繋いで、本体が揺れても全体へ伝わらないような構造になっている。

(会 長) 他にご意見、ご質問等ないですか。

(異議なし)

(会 長) それでは、議案第1号について、同意することといたします。  
同意書へ押印いたしますので、事務局は準備をしてください。

(同意書持ち回り、委員押印)

## 2. 報告事項

○ 建築審査会包括同意による許可案件について

- (1) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築許可案件
- (2) 建築基準法第44条第1項第2号及び第4号の包括同意による許可案件
- (3) 建築基準法第56条の2第1項ただし書の包括同意による許可案件

(会 長) それでは、事項書の3番、報告事項の建築審査会包括同意案件による許可案件について、事務局より報告をお願いします。

なお、この許可案件につきましては、「建築審査会包括同意基準」に基づき、すでに許可された案件について、報告を受けるものでございますから、特に議論の対象としておりませんので、よろしく願いいたします。

(パワーポイントによる報告)

(会 長) ただいまの報告について、何かご不明な点はございませんか。

(特になし)

(会 長) 他に質問もないようですので、「建築審査会包括同意による許可案件について」はこれで終了いたします。

なお、議事録の署名につきましては、倉田委員と松本委員にお願いしたいと思います。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。  
その後の進行は、事務局でお願いします。

(事務局) 大井会長、ありがとうございました。

(事務局) それでは、事項書の「4. その他」でございますが、東海ブロック建築審査会協議会が、7月19日(金)に名古屋市内で開催される予定でございます。また大井会長には、ご出席をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局) 本日の審査会の事項は以上となります。  
次回の開催でございますが、今のところご審議いただく議案がございませんので、このまま議案が無ければ、年度末に開催させていただきたいと考えておりますので、その際には、日程調整をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和6年度 第1回松阪市建築審査会を終了させていただきます。

委員の皆さま、ありがとうございました。